

ブロック長・支部長各位

令和2年5月14日（木）

公益財団法人日本少年野球連盟

会長 中谷 恭典



5月15日以降の新型コロナウイルス感染拡大防止策に関する通達

記

5月7日付の自粛通達を5月15日（金）から一部、解除致します。ただし、下記の「遵守事項」をしっかり守り、各都道府県、市町村の解除状況、及び各ブロック長の判断による方針に従って下さい。

なお、練習再開に関しては当面の間、3密を防ぐために小学生の部は20人まで、中学生の部も学年別にするなどして同様の20人までで行い、練習時間は集合から解散まで各グループとも1日3時間以内とする。

【遵守事項】

- ①練習に参加する選手は自宅で検温し、保護者の同意を得る。指導者は練習参加前にそれを必ず確認し、練習参加は強制しない。
- ②グラウンドに来る全ての関係者は自宅で検温し、発熱や咳などの症状がある場合や同居者に同様の症状がある場合にはグラウンドへの立ち入りを禁止する。
- ③試合及び試合形式の練習は5月31日（日）まで禁止する。
- ④グラウンドへの入場時やトイレ後の手洗い、定期的なうがいを励行する。チームは手洗いう用ハンドソープ、出来れば消毒用アルコールを用意する。
- ⑤3密防止のため室内など密閉空間での練習、ミーティングなどは行わない。
- ⑥選手は各自飲み物を持参とし、チームのジャグ等は使用しない。またグラウンド及び練習場では弁当などを食べない。
- ⑦保護者やその家族、チーム関係者はグラウンドにいる間マスクを着用し、お互いの会話時は2メートルほどの距離を開け、大きな声を出さず飛沫感染予防に努める。
- ⑧保護者やその家族は選手の送別以外、グラウンドに不要の滞在をしない。
- ⑨選手が通学する学校の指示、指導は最優先とする。
- ⑩国、都府県や市町村などからの禁止令があれば速やかに従う。

以上

(公財) 日本少年野球連盟会長
) 中谷 恭典殿

◆コロナウイルス 5/14 以降の中日本ブロック活動指針

2020/5/12

中日本ブロック長 堀内 健

○中日本ブロック方針

政府からの「緊急事態宣言」が今月末まで延長される中、「特定警戒都道府県13」以外の地域の社会・経済活動の一部再開が容認され、休業・外出自粛要請が段階的に緩和されています。

尚、その一方「特定警戒都道府県13」では、引き続き自粛要請がなされている中、5月14日に開催される、政府の「新型コロナウイルス感染対策専門家会議」で自粛対象地域（特定警戒都道府県13）の前倒しによる段階的な一部解除等が行われる場合があります。

そのような中、中日本ブロックとしては、ブロック全体に規制の網を掛けるのではなく、以下の基準で各支部が各地域の行政（自粛要請等）、教育方針（休校等）に照らし合わせながら各支部長に最大の権限を委譲し、そのリーダーシップで地域に見合った判断、統制、管理を行い、段階的な自粛緩和措置をと考えております。

1 「特定警戒都道府県13」以外（静岡県・三重県）

5月16日（土）より、3月19日付連盟通達「練習自粛の解除」通達の指針通り、段階的な緩和。但し、休校、部活動に禁止等が実施されている場合は支部の判断に任せる。

2 「特定警戒都道府県13」+1（愛知県・岐阜県・福井県・石川県・富山県）

前述の「新型コロナウイルス感染対策専門家会議」で、前倒しによる段階的な一部解除措置が行われた際は、その基準に従い、5月末を待たず段階的に緩和する。

緩和内容に関しては、各県の独自基準等を考慮し、支部にて決定する。

尚、緩和にあつては、支部長・チーム代表主導の基、活動は全て自主参加とし、強制的な参加要請は厳禁とする。加えて参加選手数、活動時間及び活動日を変える等の工夫を行い、三密にならないようにする等の措置を講ずる事。又、越境等での活動は自粛することとする。

【各支部方針】

■愛知県東支部・中央支部・西支部

5月14日について再度連盟から通達が出されると思いますが国の方針に従い一律ではなく順に自粛解除になることが予想されます。愛知県は特定警戒地域下であり5月31日までの休校が実施されており予断を許さない状態ですが自粛解除になった場合でも以下の事項を遵守の上対応をお願いします。

- ① チームの練習は任意とし選手が参加する場合は検温を実施し健康状態を把握すること。
- ② 定期的な手洗い、うがい、手指消毒を行い感染防止に努めること。
- ③ 監督、コーチ等グラウンドではマスクを着用すること。
- ④ 可能な限り2mの距離を取り行動すること。
- ⑤ 共用道具は使用したら除菌を行うこと。
- ⑥ 3密（密閉・密集・密接）を作らないように極力保護者は送り迎えのみとし集団化しないこと。
- ⑦ 活動時間は短縮に努めること。
- ⑧ 当面自主練習とし試合は許可が出るまで行わないこと。県外への合同練習も控えること。

愛知県は最短で5月30日に自粛解除の可能性があります。大変ご迷惑をおかけしますが、皆様の健康が第一と考えます。野球よりも大事なことがあることをご理解ください。

■福井県支部

福井県支部としての今後の活動についてですが現状、福井県では感染拡大を受けて5月6日までが休校の予定でしたが福井県知事の要請により各市町の小中高は当面の間休校する事が決定されました。それにより当然部活動は禁止されています。

もし、14日以降連盟より活動自粛が緩和されたとしても

福井県では小中高が再開され部活動が出来る状況にならなければ活動は出来ません。活動再開については各市町村の教育委員会及び学校の動向を鑑みて進めていきたいと思ひます。

■岐阜県支部

連盟より活動禁止延長通達が出ておりますが、岐阜県支部では活動再開の条件として以下の項目を確認後といたします。

- ・岐阜県内市町村等が自粛解除
- ・学校再開
- ・グラウンド使用許可の確認
- ・これらの条件を満たし岐阜県支部ラインにて支部長名で再開の連絡を受けた後に活動再開とするが各チーム活動再開判断は最終的には地域動向を見極め代表が判断する事にします
- ・チーム活動再開に関しては支部長へ相談、報告を必須といたします。

※尚、上記条件は活動自粛開始時より同等内容となっております。

選手、保護者、スタッフ、その周りの人々全ての命に関わる事案である事を念頭に諸事進行してまいります。

※岐阜県支部内一斉解禁となる事が一番望ましいが、日々刻々と変わる情勢を最大限鑑みながら状況判断してまいります。

■静岡県支部

新型コロナウイルス感染防止に対しての練習禁止5月15日をもって一部解除します。

解除条件として、

- 1 3密にならないよう選手数の多いチームは、午前午後に分け練習を行う。
- 2 マスク・消毒等の予防措置をとる。
- 3 事前に検温・体調を確認の上、練習の参加の可否を行う。
- 4 各行政の動向を勘案して練習を行う。
- 5 練習時間は、半日以内として夜間練習は引き続き禁止とする。

以上5項目を遵守の上、練習の再開をいたします。

■三重県支部

・連盟通達による練習再開について

14日の時点で連盟からの活動緩和が発表された場合、三重県支部としましては5/31までは引き続き行政の方針（公立学校休校措置）に従い活動停止とします。

・活動再開に際しての対応、対策、徹底事項

活動再開するにあたり支部としての通達を以下の項目で考えています。

◎三密を避ける。（人数、部室の使用制限、時差昼食の活用）

◎体調管理をしっかりと行う。（練習前の調書「朝食、体温、手洗い」記入、

◎必要最低限の防止策を設ける。

（グループ毎の時間練習導入 グランド入場人数規制、ソーシャルディスタンスの徹底）

◎強制参加させない。

（保護者・選手の意向を最優先し、参加しなかったことにより不利益を受けないよいに配慮する）

上記を踏まえ各チームが具体的な対策を講じること。

■北陸支部 支部長より口頭で方針報告あり。支部内で情報共有し実行してください。